介護予防・日常生活支援 総合事業第1号訪問事業 (身体・元気・生活援助訪問サービス) 契約書別紙(兼重要事項説明書) ①②③

長生園ホームヘルプサービス

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(身体・元気・生活援助訪問サービス) 契約書別紙(兼重要事項説明書)①②③

あなた (利用者) に対するサービスの提供開始にあたり、当時業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1, 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 長生園
主たる事務所の所在地	〒830-0101 久留米市三瀦町早津崎 407 番地
代表者 (職名・氏名)	理事長 井上 秀敏
設 立 年 月 日	昭和 35 年 5 月 31 日
電 話 番 号	0942-64-2458

2, ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	長生園 ホームヘルプサービス		
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業		
事業所の所在地	〒830-0066 久留米市荒木町下荒木 1257-1		
電 話 番 号	0942-54-6010		
指定年月日・事業所番号	平成 29 年 4 月 1 日指定 4071600649		
通常の事業の実施地域	久留米市、大木町		

3, 事業の目的と運営の方針

本要《日始	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能
	な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質
事業の目的	の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができる
	よう、サービスを提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他
	関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の
運営の方針	保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援
	状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、
	適切なサービスの提供に努めます。

4, 提供するサービスの内容

①第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、 入浴や排泄、食事の介助等の身体介護を基本に、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常 生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

Δ. Λ.⊃#	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を
	高めるための介助や専門的な援助を行います。
身体介護	例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、
	入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
	※日常的な家事の代行だけでなく、利用者の「したい・できるようになりた
生活援助	い」という希望を大切にした、家事関連動作の自立につながる生活援助を行
	います。
	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、衣服の整理など

- ②第1号訪問事業(元気援助訪問サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理や洗濯、掃除等の家事を共に行い、利用者の「したい・できるようになりたい」という希望を大切にした家事関連活動の自立につながる生活援助を行うサービスです。
- ③第1号訪問事業(生活援助訪問サービス)は、訪問介護員等が家事を共に行うことが困難な利用者のお宅を訪問し、調理や洗濯、掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

5、営業日時

営業日	月曜日~日曜日
	ただし、1月1日は、休業とさせて頂きます。
営業時間	午前7時~午後8時まで

6, 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
訪問介護員	常勤 23 人、非常勤 3 人
サービス提供責任者	常勤1人、非常勤2人

7, 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

管理者の氏名 中司 純子

8, 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合証に記載された負担割合による額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※身体援助 (令和6年6月 改定)

サービス名称	対象となる利用者	利用者負担 (1 割)
身体援助訪問 サービス I	週1回程度の身体援助訪問サービスが必要とされた者	1176円
身体援助訪問 サービスⅡ	週2回程度の身体援助訪問サービスが必要とされた者	2349円
身体援助訪問 サービスⅢ	週3回程度の身体援助訪問サービスが必要とされた者 (要支援2の方のみ)	3727円

※利用時間は連続した20分~60分です。

※元気援助

サービス名 称	対象となる利用者	利用者負担 (1 割)
元気援助訪問 サービス [週1回程度の元気援助訪問サービスが必要とされた者	1041円
元気援助訪問 サービス II	週2回程度の元気援助訪問サービスが必要とされた者	2236円
元気援助訪問 サービスIII	週3回程度の元気援助訪問サービスが必要とされた者 (要支援2の方のみ)	3636円

※利用時間は連続した20分~60分です。

※生活援助

サービス名称	利用回数	利用者負担 (1割)		
生活援助訪問	月3回まで	2 5 6 円/回		
サービス費回数	7			
生活援助訪問	週1回程度の生活援助訪問サービスが必要とされた者	1023円/月		
サービス費 I		1 0 2 3 1 1/ 1/3		
生活援助訪問	週2回程度の生活援助訪問サービスが必要とされた者	2046円/月		
サービス費 II		2040円/月		
生活援助訪問	週3回程度の生活援助訪問サービスが必要とされた者	3070円/月		
サービス費 III	(要支援2の方のみ)	3070D/A		

9, 加算・減算

【第1号訪問事業(身体援助訪問サービス・元気援助訪問サービス)加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

〈初回加算〉

新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回に実施した訪問介護と同月内に、自ら訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問サービスを行う際に同行訪問した場合

→200 単位/月

身体ヘルプ・元気ヘルプ適用

〈生活機能向上連携加算(1)〉

生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に 基づき、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

→100 単位/月

身体ヘルプ・元気ヘルプ適用

〈生活機能向上連携加算(II)〉

利用者に対して、リハビリ事業所、医師等が、当該利用者の居宅を訪問する際にサービス 提供責任者が同行する当により、医師等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、か つ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合。

初回の当該訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数 を加算する。

→200 単位/月

身体ヘルプ・元気ヘルプ適用

〈初回連携加算〉

指定元気援助訪問サービス事業所の訪問介護員等が地域包括支援センター等と連携し、 初回のサービス利用をした日から起算して1か月以内に、当該利用者に関する必要な情報 を面談にて共有し、サービスの利用に関する調整を行った場合に、所定単位数を加算する。 ただし、この場合において、初回加算を算定していない場合は、算定しない。

なお、情報共有は必ず面談にて行うこととし、情報共有を行った日時、場所、内容について 記録すること。

→50 単位/月

元気ヘルプ適用

〈口腔連携強化加算〉

訪問サービス事業所において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同

意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算のことをいいます。

訪問介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号 C0000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

・次のいずれにも該当しないこと

他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(II)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。

当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理 指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。

当該事業所以外の指定訪問介護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用 者について、口腔連携強化加算を算定していること。

→1回につき 50 単位 (1月に1回を限度)

身体ヘルプ・元気ヘルプ適用

〈軽度化加算(I)〉

利用者の状態が改善(軽度化)した場合

元気援助訪問サービスを利用している事業対象者又は要支援 1 の利用者が、認定更新の結果、非該当となった場合や心身状態の改善により、当該元気援助訪問サービス事業所の利用を終了した場合に、50 単位に当該元気援助訪問サービス事業所を利用した月数(最大 10 か月分を限度とする)を乗じた単位数を算定する。

〈軽度化加算(Ⅱ) イ〉

元気援助訪問サービスを利用している要支援2の利用者が、認定更新の結果、要支援1となった場合に、100単位に当該元気援助訪問サービス事業所を利用した月数(最大5か月分を限度とする)を乗じた単数を算定する。

〈軽度化加算(II)ロ〉

当該事業所による元気援助訪問サービスを利用している要支援 2 の利用者が、認定更新の結果、非該当となった場合や心身状態の改善により当該元気援助訪問サービス事業所を利用した月数(最大 10 か月分を限度とする)を乗じた単位数を算定する。

元気ヘルプ適用

〈介護職員処遇改善加算〉

(令和)6年4月改正)

- ·「加算 I」・・・所定の単位数の 245/1000 加算
- ・「加算 II」・・・所定の単位数の 224/1000 加算
- ・「加算Ⅲ」・・・所定の単位数の 182/1000 加算
- ・「加算IV」・・・所定の単位数の 145/1000 加算
- ・「加算 V 」・・・所定の単位数の 211~76/1000 加算

介護職員処遇改善加算について

【算定要件】

キャリアパスI

- (1) 職位、職責又は職務内容等の要件は、給与規定・就業規則・雇用契約書に定めると共に、職員キャリアパス表にて明確化
- (2) 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を給与規定・就業規則・雇用契約書に 定めると共に、職員キャリアパス表にて明確化
- (3) (1)、(2)の内容を給与規則・就業規則・雇用契約書・職員キャリアパス表及び当周知文書により周知

キャリアパスII

- (1) ①職員階層別人材育成計画に準じた、各種研修(OJT、OFF—JT)を行うと共に、評価シートを活用し、技術指導及び能力評価を実施
 - ②研修受講のための休暇・早出等勤務シフトの調整を行い、受講しやすいよう配慮
 - (2) 研修計画書及び当周知文書により周知

キャリアパスIII

経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は言っての基準に基づき定期に昇給を判定 する仕組みを設けること

キャリアパスIV

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金要件

キャリアパスV

一定以上の介護福祉士等を配置することを求める要件です。サービス種類ごとに掲げる加 算の算定が必要で、特定事業所加算 II の算定を行っています。

上記のI~V全て、及び、職場環境等要件を満たしていること。

処遇改善加算Ⅰの算定要項を満たしたものとなります。

身体ヘルプ適用

【第1号訪問事業(身体・元気援助訪問サービス)減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

〈高齢者虐待防止措置未実施減算〉

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、すべての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

〈業務継続計画未策定減算〉

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を整えて、業務継続に向けた計画の策定を行っていない場合には、所定単数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算します。

〈同一建物減算〉

養護老人ホーム長生園及びケアハウスあざれあ苑の利用者は、当事業所と同一敷地内若 しくは隣接する敷地内の建物に該当し、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を減算 します。

キャンセル料

身体・元気援助訪問サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。生活援助訪問サービスにおいても、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求致します。 尚、口座振込をご希望される方については、下記のとおりです。

指定口座

福岡銀行 大善寺支店 普通預金 1077210 長生園ホームヘルプサービス 管理者 中司 純子

10、苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情やご相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。
 - ○苦情解決責任者

【職名】 管理者 中司 純子

○苦情受付担当者

【職名】 サービス提供責任者 中司 純子・吉直 友子・吉武 みつ子

○受付時間 月曜日~日曜日

8:30~18:00

○受付窓口電話番号 0942-54-6010

(2) 第三者委員による苦情の受付

等事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した、 適切な対応を推進するために、第三者委員を設置し、利用者や利用者のご家族などか ら苦情、要望、意見等の受付けをしております。

◎第三者委員

〔委員氏名〕 秋吉 正敏 (連絡先) 0942-26-2712

〔委員氏名〕 益村 正夫 (連絡先) 0942-26-5432

〔委員氏名〕

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	久留米市健康福祉部介護保険課	電話番号 0942-30-9247	
と 苦情受付機関	福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7859	
古頂文刊機則			

11, 緊急時における対応方法

サービス提供中又はサービス提供により、利用者の急変等緊急事態が生じた場合には、利用者の主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い、適切な対応にあたります。また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、該当利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所、他のサービス事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力依頼し、状況に応じ、保険者に連絡します。

なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、包括職員又は介護支援専門員と連絡を とるものとします。

緊急連絡先 ヘルプ事務所 0942-54-6010

ヘルプ携帯電話 090-2701-0701

12, 事故発生時の対応

当事業所において事故が発生した場合の対応は次の各号のとおりします。

- (1) 事故発生(発見)直後は、救急搬送の要請など、契約者の生命・身体の安全を優先的 に対応します。
- (2) 契約者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかにご家族等に連絡をとり、その時点で明らかになっている範囲で事故の状況を説明し対応を協議します。

なお、市町村等への連絡を行うことが必要な場合には早急に連絡します。

- (3) 事故に至る経緯、事故の態様、事故後の経過、事故の原因等を整理・分析した後、事故の詳細について契約者やご家族等に対し改めて説明いたします。
- (4)(3)での検証をもとに事故再発防止策について検討します。
- (5) 当該事故の責任が当事業所にあることが判明している場合には、損害賠償を速やかに 行います。

13, 秘密の保持及び個人情報

担当職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。

14、サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの取りようにあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- ①医療行為及び医療補助行為

医師や看護師などによる医療行為のことで、医師・看護師免許を持たない介護職な 行うことは医師法などで禁止されています。

- ◎原則として医行為ではないと考えられるもの(医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈)
- 1.水銀体温計・電子体温計による腋下の体温測定・耳式電子体温計による体温測定
- 2.自動血圧測定器による血圧測定
- 3.新生児以外で入院治療の不要な者へのパルスオキシメータの装着
- 4.軽微な切り傷、擦り傷、やけどのガーゼの交換など
- 5.下記3条件を医師、歯科医師、看護職員が確認した上での皮膚への軟膏の塗布(褥瘡処置は除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一方化された内服薬の内服、肛門からの座薬挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助
- ・患者が入院・入所し治療する必要がなく容体が安定している
- ・医師や看護職員による連続的な容体が安定している

- ・誤嚥の可能性や、肛門からの出血の可能性がない
- 6.爪切り、爪やすりによるやすりがけ
- 7.耳垢の除去
- 8.ストマ装着のパウチにたまった排泄物の破棄
- 9.自己導尿の補助としてのカテーテルの準備、体位の保持
- 10.市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いた浣腸
 - ※但し これらの行為は、病状が不安定な場合などには医行為とされる場合もあり、ヘルパーの判断では勝手に行うことができません。
 - ※必要性・妥当性を検討し、ケアプランに位置づけられた行為のみ、ヘルパー対応が可能となります。
- ・年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ・ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ・ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ・ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ・契約者不在時のサービス
- ・訪問介護員もしくは事業所所有の車両の提供
- ・その他一般的に介護保険の範囲に含まれないと考えられる行為
- 【一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例】
- 1.「直接本人の援助」に該当しない行為
 - 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことを適切であると判断される行為
 - ・ご契約者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ・主としてご契約者が使用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接(お茶・食事の手配等)
 - ・自家用車の洗車・清掃等
- 2. 「日常生活の援助」に該当しない行為
 - (1) 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのみ支障が生じないと判断される行為
 - ・草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 等
 - (2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ
 - ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ・植物の剪定等の園芸
 - ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- ※これらの行為はヘルパーが行う事が出来ません

						サービスを利 当事業所の打			きる限り!	早めに担
							令和	年	月	日
事業所	斤は、					ス提供開始に長生園ホーム		おり重要事	項を説明	しました。
				Ī	説明	者氏名				印
						事項についる				
	利	用	者	1	住	所				
				J	氏	名				印
	罗么	之代名	テ書	(∇1+3	注完	(代理人)				
	191	1141	1.日		住					
				J	氏	名				印
	ご	家	族	1	住	所		本人との	売柄	
				J	氏	名				印
								本人との	売柄	